

国内人権機関実現委員会

編集責任 国内人権機関実現委員会 2016.12.1

ニュース No.03

当委員会の活動と展望

国内人権機関実現委員会委員長 藤原 精吾

昨今、相模原やまゆり園事件、ヘイトスピーチ、子どもの虐待等深刻な人権侵害事件が相次いでいる。このような事件を繰り返さないためにどうしたら良いのかが社会的に問われている。事件が起こるたび、行政や教育委員会、警察等が対応するが、被害者の立場から見てその働きは果たしてどうであろうか。

裁判所に、人権侵害事件の解決を求めるにはハードルが高い。また司法的解決には、手続の専門性、解決方法の制約、調停による解決を主導できない等の限界もある。「国内人権機関」とは、なじみのない方も多いであろうが、National Human Rights Institutionの訳である。憲法、法律、国際人権基準により守られるべき人権が侵されたとき、申立てさえあれば、進んで調査し、必要な調停・勧告を行う公的機関である。この点、法務省に人権擁護委員の制度があるものの、法務大臣の指揮命令下にあるので、国連自由権規約委員会から、これは「国連パリ原則が求める、政府からの独立性があるとはいえない」と1998年の審査で勧告を受け、その後国連人権理事会のUPR審査でも、政府から独立した立場で調査・勧告・政策提言等ができる国内人権機関を早く設けなさいと勧告を受け続けている。

日弁連は2000年から、国内人権機関の創設を提言してきた。それは、弁護士会の人権擁護委員会の活動だけでは、予算、人手、そして何よりも調査権限に大きな制約があるからである。それに対し、国内人権機関であれば、弁護士

士会の人権擁護委員会ではカバーしきれない調査救済活動が可能となる。

国内人権機関は、すでに世界120カ国以上に存在し、オーストラリア、ニュージーランド、韓国等では、独自の事務所を構え、職員、予算を持ち、子ども、女性、高齢者、障がい者、刑務所等の諸分野で専任のエキスパートが調査救済、調停に大きな実績を上げている。

日弁連は「政府から独立した国内人権機関の要綱」を決議し、当委員会を設置し、活動してきた。その甲斐あって、2012年には、法務省は日弁連の意見も聴いて「人権委員会設置法案」を作り、民主党政権下において国会に提出したが、政権交代で頓挫した。

障害者権利条約33条は、条約の実施を監視する、パリ原則に則った監視機関の設置を求めている。日本はこれも怠ったままである。

国内人権機関の実現には、国民世論の高まりが必要であり、広く市民に知ってもらうために、日弁連は、「あなたの人権、侵害されたらどうしますか。」※という国内人権機関の広報パンフレットを発行した。会員各位におかれても御一読いただき、国内人権機関の広報に御協力いただきたい。

※右記パンフレットは以下の日弁連一般ホームページにも掲載している。

http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/kokunaijinkenkan_pam_2015.pdf

「ニュージーランドのNZOの国内人権機関訪問記

国内人権機関実現委員会副委員長 近藤 剛

藤原精吾委員長、小池振一郎副委員長、新倉修委員と私の4名で、2015年8月25日、26日に、NZの人権委員会とオンフズマン事務所を訪問した。NZは、人口約460万人、国土は日本の約4分の3である。

1977年に設立された人権委員会は、1993年人権法に基づいて活動する政府から独立した国内人権機関であり、その第一義的機能は、①NZ社会における人権に対する尊重、理解及び認識を擁護し、促進すること、②個人間及び多様な集団間の調和的關係の

維持と発展を奨励することである。その機能を遂行するため、委員会は紛争解決のための調停等のサービスを提供している。人権委員会は、委員長、人種関係調整委員、雇用機会均等委員等で構成され、委員は、法務大臣の推薦に基づいて、総督によって任命される。年間5000件以上の人権に関する問い合わせ・苦情申立てを受け付け(苦情申立てが6割余り)、申立てられた差別事由は人種関連30%、障がい30%等であり、差別領域は雇用(本採用前の期間を含む)が約42%と多い。約1400件が最終

し82%が解決(一部解決)している。調停で苦情が解決に至らなかった場合には、申立人は人権審議審判所に民事訴訟を提起することができ、人権訴訟手続事務局長は、審判所での当該手続で、当事者のために代理人を提供することができる。この場合には、代理人にかかるすべての費用は人権訴訟手続事務局が負担することになっている。

一方、オンフズマン事務所は、1962年から活動する独立監視機関であり、行政機関、教育委員会、地方自治体を含む行政権の行使等に対する個人の苦情を調査し、是正措置等の勧告を行う。年間7000件の訴えがある。オンフズマン事務所は、障害者権利条約との関係で、人権委員会及び当事者団体であるNZ条約連合と連携し、条約の国内実施を監視する

独立した枠組み(33条)として指定され、また、拷問禁止条約との関係では、あらゆる拘禁施設の視察・査察・監視等の強力な調査権限を持っている等、重要な役割を担っている。

今回の訪問を通じて、NZにおけるこのような国内人権機関が、我が国においても早期に実現することを目指したいとの思いを強くした。



中央はニュージーランド人権委員会委員長

札幌子どもの権利救済機関「子どもアシストセンター」調査報告

国内人権機関実現委員会事務局次長 伊藤 良

2016年9月16日、藤原精吾委員長、近藤副委員長、後藤睦恵副委員長、伊藤良事務局次長の4名で、札幌子どもの権利救済機関「子どもアシストセンター」を訪問した。

設立目的・構成

子どもアシストセンターとは、いじめ等の権利侵害を受け、悩み苦しんでいる子どもを救済するために、札幌市の条例により設置された公的第三者機関であり、救済委員2名、調査員3名、相談員7名、事務局4名の合計16名により構成されている。

この日は、子どもアシストセンターから、吉川正也救済委員(札幌弁護士会所属)及び事務局2名

活動内容等

最初に、子どもアシストセンターより、センターの概要及び活動内容等につき御説明いただいた。相談は、電話や面談のみならずメールでも受け付けており、昨年度の相談件数は述べ4074件のことであった。これほどの件数を合計16名のスタッフで対応するのであるから、相当な御苦勞をされていることが窺えた。

また、子どもアシストセンターは、いじめ等の調査をした結果、必要に応じて勧告等の措置を取ることができるが、実際には、勧告等まで行うことは稀であり、当事者双方及び学校等から話を聞き、その橋渡しを行うことにより円満

広報

に解決する事案がほとんどこのことであった。さらに、勧告等を行う場合も、教育委員会等他機関の意向を確認することなく、センターのみの判断で行える等、極めて独立性が高いと感じた。

最後に

このような実効的な子どもの権利救済機関を、札幌のみならず全国の多くの地方自治体にて設立して欲しいと思う。

事務所の様子

説明及び質疑応答の後、施設内



子どもアシストセンター入口にてセンターの皆様と。